### 令和3年第1回久万高原町議会定例会

令和3年3月10日

# ○議事日程

令和3年3月10日午前9時30分開議

日程第1	議案第 2号	令和2年度久万高原町一般会計補正予算(専決第6号)の
		専決処分について
日程第2	議案第 3号	久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定につい
		7
日程第3	議案第 4号	久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定につ
		いて
日程第4	議案第 5号	久万高原町税等の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第 6号	久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第6	議案第 7号	久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正す
		る条例の制定について
日程第7	議案第 8号	久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制
		定について
日程第8	議案第 9号	久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する
		条例の制定について
日程第9	議案第10号	久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
		について
日程第10	議案第11号	久万高原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の
		制定について
日程第11	議案第12号	久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につい
		7
日程第12	議案第13号	令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)
日程第13	議案第14号	令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算
		(第2号)
日程第14	議案第15号	令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補

正予算(第3号)

日程第15	議案第16号	令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
		(第3号)
日程第16	議案第17号	令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算
		(第4号)
日程第17	議案第18号	令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算
		(第2号)
日程第18	議案第19号	令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算
		(第2号)
日程第19	議案第20号	令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算
		(第2号)
日程第20	議案第21号	令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第4号)
日程第21	議案第22号	令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
		(第3号)
日程第22	議案第23号	令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
日程第23	議案第24号	令和3年度久万高原町一般会計予算
日程第24	議案第25号	令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
日程第25	議案第26号	令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予
		算
日程第26	議案第27号	令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予
		算
日程第27	議案第28号	令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
日程第28	議案第29号	令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
日程第29	議案第30号	令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
日程第30	議案第31号	令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
日程第31	議案第32号	令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
日程第32	議案第33号	令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
日程第33	議案第34号	令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
日程第34	議案第35号	令和3年度久万高原町立病院事業会計予算
日程第35	議案第36号	令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
日程第36	議案第37号	令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算

日程第37	議案第38号	松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変
		更する連携協約の締結について
日程第38	議案第39号	第2次久万高原町総合計画後期基本計画の策定について
日程第39	議案第40号	久万高原町辺地総合整備計画の策定について
日程第40	議案第41号	久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について
日程第41	議案第42号	久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について
日程第42	議案第43号	久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について
日程第43	議案第44号	久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指
		定について
日程第44	議案第45号	町営土地改良事業の施行について
日程第45	議案第46号	町道父二峰参川線の変更について
日程第46	議案第47号	町道東古味線の変更について
日程第47	議案第48号	町道中津線の変更について
日程第48	議案第49号	町道猪伏山線の廃止について
日程第49	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第50	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第51	議会運営委員会	会の閉会中の所掌事務調査の件

# ○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

# ○出席議員(13名)

1番	髙	橋	末	廣	2番	岡	部	史	夫
3番	天	野	辰	晴	4番	田	村	昭	子
5番	Ш	崎	勝	弘	6番	熊	代	祐	己
7番	玉	井	春	鬼	8番	瀧	野		志
9番	大	原	貴	明	10番	中	野	克	仁
11番	森			博	12番	中	JII	武	志
13番	日	野	明	勅					

### ○欠席議員(0名)

### ○説明のため出席した者

町 長 野 忠 康 副 町 長 佐 藤 理 昭 河 教 育 長 信 総 課 長 木 下 也 小 野 敏 務 勝 総務課総合戦略監兼 田 村 裕 子 保健福祉課長 西 森 建 次 情報政策推進室長 建設 課 上 浩 明 環境整備課長 井 好 春 長 猪 釣 林業戦略課長 菅 住 民 課 村 隆 則 長 西 哲 也 ふるさと創生課長 広 農業戦略課長心得 高 松 本 利 木 勉 農業委員会事務局長心得 近 澤 雅 彦 会計管理者 中 Ш 茂 俊 病院事業等統括事務長 定明 教育委員会事務局長 渡 部 辻 本 元 消防本部消防長 高 野 貢 代表監查委員 洋 志 菅

#### ○議会事務局

事務局長篠﨑慶太

事務局 (朝礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、議案第2号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(専決第6 号)の専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(専決第6号)の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長

日程第2、議案第3号「久万高原町再生可能エネルギー発電基金条例の制定 について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

再生可能エネルギーの発電施設なのですが、世界的にも注目されておりまして、今後も本町においては、もしかしたら増えてくる可能性があって、この基金の目的に沿う寄附金等も増える可能性もあると思います。

そのような中で、今回のこの基金の使用目的が、農林漁業の発展に資する取組等に支援する財源の確保ということで、限定されておるような形になっておると思うのですけれども、昨日来、話があるJAの店舗の統合とかで、そうい

った周辺地域の集落維持等に必要な様々な施設があると思うのです。

発電施設というのは、そういった周辺施設ができると思うので、例えば、農林漁業の発展に資するだけではなくて、周辺の商工業も含めた集落機能の維持に資する、そういったふうに使うように、あまり人を限定しないほうがいいんじゃなかろうかと思うんですけれども、こういった目的には、この基金は使う予定はないのか、答弁をお願いいたします。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

この基金につきましては、基本計画に基づき、発電事業者による設備を整備された地域の農林漁業の発展等、その地域の活性化に伴う事業に対して、使用することができます。

将来的に、地域の継続的な、持続できる社会を目指すために、使用すること ができると考えております。

以上です。

議長

(大原貴明議員を指名)

大原議員

そういうことであれば、先ほど、私が質問したように、集落機能の維持に必要な、商業、工業の維持にも使えるという理解をしておいてよろしいですか。 当該地域のという意味です。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

当該地域の発展に伴うことであれば、協議して使用することができると思います。

議長

大原議員、よろしいですか。

ほかに質疑される方、ございませんか。

#### (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

全文ではないんじゃろうと思いますが、今、大原議員が質問したのは、商工業、その他のことにもということで質問されたわけですが、国は発電設置整備地域の、例えば電力の1,990キロワット、2,000キロワット未満の水力発電所を設置するに当たって、その地域の農林漁業の発展に資する取組等を支援すると、課長が説明したとおりかも分からんけれども、まず、農林漁業ということじゃないんですか。その辺ははっきり答弁されておったほうが、私はいいと思いますが、どうでしょうか。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

再生可能エネルギー法に基づきまして、この地域、整備された地域の農林漁業の発展に資する取組で間違いございません。

具体的には、農道とか林道の維持修繕等に関すること。それから、農業用水 路等の維持管理に関すること。そのほか、地域で行います、地域の活動とか、 そういうことについても、使用は可能かなと考えております。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

電源立地交付金や、それぞれいろいろあると思いますけれど、その辺はやは りきちっと説明して、この件についても、ただ条文の説明だけやなしに、そう いうふうな説明の仕方をいただいたらいいんじゃないかなというふうに思いま す。

その点については、どうですか。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

今後、補助金交付要綱等も設置してまいります。運用のほうも、細かく立て て運用していきたいと考えております。 議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

久万高原町と銘打って、条例をつくる上で、久万高原町農山村漁村再生可能 エネルギー法に基づく基本計画というものによってやっておるわけですが、そ のもとの基本計画が、今回は黒藤川地区のことだけについてつくられておると 思うのですが、今後もし、いろいろなバイオマスであるとか、そういうふうな 新しい発電所等ができた場合には、その基本計画というものは、その都度、つ くっていくのでしょうか。それとも、追加計画として挙げていくのか、その辺 りはどうですか。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

中野議員さんの御質問にお答えします。

再生可能エネルギー法に基づきまして、基本計画を立てた場合には、整備地域が限定されます。その地域ごとに基本計画を立てて、実施してまいります。 以上です。

議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をい たしました。

議 長

日程第3、議案第4号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制 定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定

をしました。

議長

日程第4、議案第5号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例の制定に ついて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「久万高原町税条例等の一部を改正する条例の制定 について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長

日程第5、議案第6号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員

保険率の改定ということでございますが、資産割、令和3年度で今までの半額になっておりますが、来年度に向けて、資産割は段階的になくなるという方向なのでしょうか。教えていただいたらと思います。

議長

(西村住民課長を指名)

西村課長

森議員の御質問にお答えします。

令和3年度で、資産割につきましては半分に落とす予定でございます。なお、 令和4年度で、資産割はなしという方向で、事務局では考えております。

以上でございます。

議長

(森 博議員を指名)

森 議員

分かりました。

それと、資産割だけではなくて、国民健康保険税については、各市町の基準で設定していると思うのですけれども、後期高齢医療のほうについては、県内統一されていると思うのですが、県として、県内市町の保険料の統一とかいったところは、ある程度、近々示されるような予定はあるのでしょうか。

議長

(西村住民課長を指名)

西村課長

森議員の御質問にお答えします。

国において、各都道府県における各市町の保険税の統一というのが示されて おります。具体的に、愛媛県においても、統一の方向性はありますが、いつの 段階から統一という細かい日程までは、まだ示されておりません。

以上です。

議 長

よろしいですか。

ほかに質疑される方。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

資産割と所得割、当町においてはそういう形で、今回、令和3年度に減額された。

後期高齢が広域化されて随分たちますが、この国民健康保険についても、広域化される。

当初から私は心配しておったんですが、人口の少ない、それと高齢者の多い、 それぞれの市町で格差があるんですね。

広域化することによって、後期高齢の場合は4億以上の効果が、その人だけ 以外はいらなくなった。この国保についても、そういった、しっかりした考え 方の中で、広域化されないと、広域化した意味がないと思うのですが、その点 についてはどうなんですかね。そういう形になるようになっておりますか。 議 長 (西村住民課長を指名)

西村課長 瀧野議員の質問にお答えします。

県内で示されております標準保険率につきましては、現在、久万高原町との 率がかなり乖離がある状態でございます。

改正をしないまま統一されると、恐らく極端に保険料が上がるというふうに 思っております。その意味も含めまして、今回、条例改正で保険料率の改正を 行うという形にしておりますので、将来、統一になったときに、少しでも極端 な負担が増えるような、そういったことのないように、今回、改正を行うもの でございます。

議 長 ほかに質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定 をいたしました。

議 長 日程第6、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を 改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をい たしました。

議長

日程第7、議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定 をいたしました。

議 長 日程第8、議案第9号「久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改 正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を 改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議案第10号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条 例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第10号は、原案のとおりすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長

日程第10、議案第11号「久万高原町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「久万高原町法定外公共物管理条例の一部を改正 する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長

日程第11、議案第12号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の 制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の 制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長

日程第12、議案第13号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項 目)

(2款1項 目)

- (2款4項 目)
- (2款6項 目)
- (3款1項 目)
- (3款2項 目)
- (4款1項 目)
- (4款2項 目)
- (6款1項 目)
- (6款2項 目)
- (7款1項 目)
- (8款1項 目)
- (8款2項 目)
- (8款3項 目)
- (8款4項 目)
- (8款5項 目)
- (9款1項 目)
- (10款1項 目)
- (10款2項 目)
- (10款3項 目)
- (10款4項 目)
- (10款5項 目)
- (10款6項 目)
- (12款1項 目)

#### 議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

### 岡部議員

テレワーク誘致支援事業補助金の減額が321万余りということでございま

す。これは、国費の分も減っているようですけれども、これは該当事業が見込めないということで減額になったのでしょうか。

議長

(田村裕子総務課総合戦略監兼情報政策推進室長を指名)

田村室長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

テレワークの施設の、来ていただく方に旅費だとか宿泊費を補助する事業として立てておりましたが、新型コロナの影響によりまして、その募集を全部停止しております。そのかわり、Webで御案内をしたりというようなことはしたんですけれども、実際に人の移動が伴うということは、全部停止にしておりますので、使わなかったということでございます。

議長

岡部議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

民生費の件でお伺いしたいのですが、老人ホームの老人保護措置費を減額といったことで。結構、1,169万円余り、大きい金額になっておりますけれども、これはどういった内容で減額になったのか、御説明をお願いします。

議長

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

岡部議員の質疑にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町外施設が新規入所者を実施しなかったため、利用者が減少による実績の見込みにより、減少になっているものでございます。

以上です。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

入所者の減による減額という部分について、金額が大き過ぎるんですけれど も、簡単で構いませんが、大きな入所者の減から、もう少し深掘りした、簡単 な理由を説明願えませんか。

議長

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

入所者の減につきまして、一人当たり入所しますと、1か月30万円ぐらいかかります。1年であれば360万円ぐらいというような費用がかかりますので、そういう金額が積もりまして、1,000万円超えたというふうな状況です。

以上です。

議長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、所管の常任委員会に付託することに決定をい たしました。

議長

ここで10分間休憩をいたします。

(午前10時28分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時39分)

議長

日程第13、議案第14号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定をいたしました。 議長

日程第14、議案第15号「令和2年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定をいたしました。

議長

日程第15、議案第16号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補 正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第16、議案第17号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補 正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 日程第17、議案第18号「令和2年度久万高原町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議 長 日程第18、議案第19号「令和2年度久万高原町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長屋業理由の説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

これより、質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

日程第19、議案第20号「令和2年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正 予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

農集、合併浄化槽、それから公共下水。下水道3事業と浄化槽事業と4事業 合わせてですが、これは基金積立あたりはしてないんですかね。

議長

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

基金積立等はしておりません。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

各地で地震災害が起きておると思いますが、年間の予算だけでも1億が近い。

それから、皆さんから頂く使用料3億弱だと思います。この繰入金で補っておるというのが、この事業、上水道と下水道、3事業やというふうに思っておりますが、これだけ災害が各地で起こっておるということになってくると、災害対策がしっかりしていかないかんと思うんですね。

そろそろ基金積立でもしながら、災害対応していくべきだと思いますが、そ の点はどうですか。

議 長 (釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 災害対策として、当然、そういう基金積立も必要だと考えます。今後、その 辺も検討してまいりたいと思います。

議長よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議 長 日程第20、議案第21号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算 (第4号)」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第21、議案第22号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定をいたしました。

議長

日程第22、議案第23号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

日程第23、議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案第24号「令和3年度久万高原町一般会計予算」。

令和3年度久万高原町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94億3,834万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳 出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債 による。 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の 最高額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月9日提出 久万高原町長。

1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入、1款1項町民税、2億4,824万1,000円。2項固定資産税、5億2,072万2,000円。3項軽自動車税、3,511万4,000円。4項町たばこ税、4,200万円。5項特別土地保有税、1,000円。6項入湯税、72万円。

2款1項地方揮発油讓与税、1,800万円。2項自動車重量讓与税、5,

- 000万円。3項森林環境讓与税、1億4,978万円。
  - 3款1項利子割交付金、80万円。
  - 4款1項配当割交付金、200万円。
  - 5款1項株式等譲渡所得割交付金、150万円。
  - 6款1項法人事業税交付金、200万円。
  - 7款1項地方消費税交付金、1億7,800万円。
  - 8款1項ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。
  - 9款1項環境性能割交付金、600万円。
  - 10款1項企業特例交付金、300万円
  - 11款1項地方交付税、43億5,000万円。
  - 12款1項交通安全対策特別交付金、140万円。
- 13款1項分担金、397万5,000円。2項負担金、3,523万1,000円。
- 14款1項使用料、1億2,424万6,000円。2項手数料、3,83 8万8,000円。
  - 15款1項国庫負担金、4億5,756万7,000円。2項国庫補助金、

5億4,035万円。3項委託金、177万8,000円。

16款1項県負担金、2億1,649万円。2項県補助金、2億8,337 万6,000円。3項委託金、2,969万円。

17款1項財産運用収入、3,476万9,000円。2項財産売払収入、 1,631万2,000円。

18款1項寄附金、2,500万円。

19款1項特別会計繰入金、252万8,000円。2項基金繰入金、9億 3,567万9,000円。

20款1項繰越金、1億円。

21款1項延滞金加算金及び過料、6万2,000円。2項町預金利子、2万円。3項貸付金元利収入、1,764万4,000円。4項雑入、9,846万1,000円。5項受託収入、780万2,000円。

22款1項町債、1億4,470万円。

歳入合計94億3,834万6,000円でございます。

続いて、5ページ、歳出です。

1款1項議会費、7,869万1,000円。

2款1項総務管理費、15億1,476万9,000円。2項徵税費、5,996万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、4,975万6,000円。

4項選挙費、3,741万4,000円。5項統計調査費、85万7,000

円。6項監査委員費、131万1,000円。

3 款 1 項社会福祉費、 1 6 億 2, 5 4 8 万 5, 0 0 0 円。 2 項児童福祉費、 2 億 5, 7 3 8 万 4, 0 0 0 円。 3 項災害救助費、 2 4 万 円。

4款1項保健衛生費、8億5, 986万2, 000円。2項清掃費、4億2, 587万8, 000円。

6款1項農業費、4億8,740万5,000円。2項林業費、5億9,3 80万2,000円。

7款1項商工費、3億1,416万7,000円。

8款1項土木管理費、4,793万1,000円。2項道路橋梁費、3億3,

356万円。3項河川費、891万円。4項都市計画費、1億6,269万3,

000円。5項住宅費、7,442万8,000円。

9款1項消防費、5億2,133万4,000円。

10款1項教育総務費、1億8,542万4,000円。2項小学校費、1億7,821万円。3項中学校費、8,773万9,000円。4項幼稚園費、1億5,003万2,000円。5項社会教育費、1億7,103万7,000円。6項保健体育費、1億6,110万9,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、615万円。2項公共土木施設災害復旧費、2億250万円。12款1項公債費、8億3,030万3,000円。

歳出合計、94億3,834万6,000円でございます。

8ページを御覧ください。

14款1項予備費、1,000万円。

第2表債務負担行為、中小企業振興資金利子給付金債務負担。期間、令和4年度から令和7年度まで。限度額178万7,000円でございます。

第3表地方債、1、合併特例債限度額、1億4,050万円。2、過疎対策事業債、2億7,300万円。3、辺地対策事業債、4,970万円。4、緊急防災減災事業債、1億500万円。5、臨時財政対策債、2億1,000万円。6、災害復旧事業債、6,650万円。合計、8億4,470万円。

起債の方法、利率、償還の方法は表のとおりとなっております。

続いて、予算の主な内容について、説明させていただきます。

ここからは議案概要書にて説明をいたします。

29ページをお開きください。

まず、歳出からでございます。主なものを読み上げさせていただきます。

2款1項3目財政管理費、財政調整基金等の基金積立、1,499万円。

2款1項6目企画費、産官学連携・協働プラットフォーム構築事業、1,5 08万6,000円。

続いて30ページです。

情報通信基盤整備事業補助金、1億3,000万円。

2款1項7目面河支所費、旧面河支所の解体工事・監理委託料、1億3,8 18万2,000円。

2款1項10目自治振興費、地域おこし協力隊員に要する費用、6,235万1,000円。集落支援事業に要する費用、2,123万5,000円。

2款1項14目生活路線バス費、柳谷代替バス、久万落出代替バス運行業務 委託料、2,527万8,000円。

続いて、31ページ。

生活路線バス維持確保のための伊予鉄南予バスへの補助金、1,904万4,000円。

2款1項15目、産業文化会館空調設備修繕工事に係る経費、7,497万6,000円。

2款1項16目、情報系パソコン更新経費、1,260万円。サーバ室構築 工事、1,415万円。

2款1項20目、定住費。32ページでございます。

移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、950万円。

2款4項3目町議会議員選挙費。町議会議員選挙に要する経費などでございます。2,084万7,000円でございます。

33ページです。

2款4項4目衆議院議員選挙費。衆議院議員選挙に係る経費など1,600 万円。

3款1項1目社会福祉総務費。民生児童委員の活動費等、1,102万9,000円。社会福祉協議会補助金、8,657万8,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9,468万円。

3款1項2目高齢者福祉費。おもご高齢者生活支援ハウス管理経費、1,085万円。高齢者緊急通報体制整備事業などの業務委託料、1,336万9,000円。75歳以上の高齢者の移動支援事業、972万6,000円。後期高齢者医療療養給付費負担金、2億265万4,000円。町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、3,480万円。特別養護老人ホーム久万の里の償還金負担金、1,565万3,000円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、7,225万4,000円。介護保険事業特別会計繰出金、3億2,093万1,000円。

34ページでございます。

老人保健施設事業会計繰出金、6,519万8,000円。

3款1項3目、障害福祉費。人工透析患者の移動支援経費、971万4,0

00円。人工透析等の障害者自立支援医療費、1,400万円。障害福祉サービス給付費、2億9,578万円。重度心身障害者医療費助成金、4,800万円。

3款2項1目児童福祉総務費、子ども医療費、2,136万円。

35ページです。

3款2項4目児童福祉施設費、子育で支援拠点事業業務委託料1,386万 1,000円。教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3,201万5,0 00円。

4款1項1目保健衛生総務費。母子保健事業に要する経費、1,182万4,000円。簡易水道事業会計繰出金、3億4,504万円。浄化槽事業特別会計繰出金、2,247万4,000円。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金、1,023万円。病院事業会計繰出金、2億140万5,000円。

4款1項2目予防費。新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、6,323万3,000円。

4款1項3目環境衛生費。再生可能エネルギー発電基金積立金、900万円。 36ページです。

4款1項4目保健事業費。住民健診に要する費用、1,821万7,000 円。

4款2項1目清掃総務費。ごみやし尿の収集運搬業務委託料、3,709万 2,000円。

4款2項2目塵芥処理費。可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料、6,00 6万円。

4款2項5目環境衛生センター整備事業費。ストックヤード整備工事などの 費用、2億2,269万3,000円。

37ページです。

6款1項3目農業振興費。社団法人久万高原農業公社負担金、2,230万3,000円。久万農業公園研修補助金、1,416万円。久万農業公園研修修了生への機械施設整備補助金、1,000万円。えひめ次世代ファーマーサポート事業補助金、1,314万3,000円。農業次世代育成投資事業補助金、2,250万円。中山間地域等直接支払交付金、4,543万9,000

円。

6款1項4目畜産業費。四国カルスト牧場指定管理料、990万円。

- 6款1項5目農地費。
- 38ページでございます。

明神地区用排水路整備工事、2,800万円。農業集落排水事業特別会計繰出金、1億3,245万1,000円。

6款2項2目林業振興費。林業成長産業化地域創出モデル事業業務委託料、 1,000万円。新たな森林管理システム事業業務委託料、3,885万円。 林業成長産業化地域創出モデル事業補助金、1,893万3,000円。森林 整備担い手確保育成対策事業補助金、4049万8,000円。

3 9ページ。

有害鳥獣捕獲事業など、1,219万5,000円。美しい森づくり基盤整備交付金事業補助金1億6010万円。林業経営支援補助金2000万円。再造林下刈り補助金1,612万4,000円。

6款2項3目林業土木費。林道の路面整備等委託料、1,060万円。林道 ワラビウチ線用地測量設計等、1,380万円。林道ゴンゲン線測量設計工事 費、4,000万円。林道長崎明神山線改良工事、1,500万円。猪伏地区 残土処理場整備工事、1,000万円。

40ページでございます。

県営森林基幹道長崎明神山線開設工事負担金、2,300万円。林道管理事業補助金1,346万円。

7款1項1目商工総務費です。魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、 1,200万円。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、3,200 万円。中小企業振興資金預託金、1,600万円。

7款1項2目観光費。

41ページになります。

消費回復支援事業業務委託料、2,371万7,000円。イベント業務委託料、1,015万円。観光施設指定管理料、989万8,000円。姫鶴荘改修工事、1,650万円。四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業補助金、2,050万円。新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金、

1,000万円。

8款2項2目道路維持費です。

42ページになります。

沢渡橋撤去設計委託料、968万円。町道蓑川線など舗装等修繕工事、2, 100万円。菅生地区公共残土処理場整備工事、8,000万円。

8款2項3目道路新設改良費。町道父二峰参川線測量設計委託料、1,000万円。町道槻仰西線測量設計委託料、1,000万円。町道上野尻線測量設計委託料、1,500万円。町道父二峰参川線舗装工事、1,000万円。愛媛県道路改良事業負担金、3,811万5,000円。

8款2項4目橋りよう維持費。橋りよう点検業務委託料、3,000万円。 橋りよう3橋の補修工事2,000万円。

8款4項1目都市計画総務費。公共下水道事業特別会計繰出金、1億5,5 89万1,000円。

8款5項1目住宅管理費。御三戸第1団地外壁等改修工事、4,276万8,000円。

43ページでございます。

9款1項3目消防施設費。消防団移動系無線整備工事など、1億1,000万円。

10款1項2目事務局費。学校施設の非構造部材耐震等点検業務委託料、1,392万6,000円。幼稚園、小・中学校の手洗い自動水洗化工事など、3,161万円。

44ページでございます。

10款1項4目上浮穴高等学校振興費。上浮穴高等学校「星天寮」運営経費、 2,899万1,000円。上浮穴高等学校振興対策協議会への遠距離通学な どの補助金、2,546万6,000円でございます。

10款2項1目小学校管理費。明神小学校校舎屋上防水改修工事費など、9 70万円。

10款2項2目小学校教育振興費。障害のある児童の学校生活支援経費、1,087万7,000円。教育用コンピューターのリース料など、4,810万1,000円。

10款3項2目中学校教育振興費。教育用コンピューターのリース料など、

1,419万円。

45ページでございます。

10款5項2目公民館費。公民館指定管理委託料、1,425万6,000円。

10款5項4目文化財保護費。遍路道の発掘調査経費、876万8,000円。

46ページでございます。

10款6項2目体育施設費。海洋センターの管理・運営費、1,309万5,000円。

10款6項3目学校給食費。久万給食センター管理・運営費、6,502万

1,000円。美川給食センターの管理・運営費、3,351万5,000円。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費。町道大日線地すべり災害復旧工事、 2億円。

12款1項1目公債費の元金、7億9,730万7,000円。

続いて、主な歳入でございます。

47ページを御覧ください。

議長│ 提案理由の説明の途中ですけれども、昼食のため休憩をとります。

(午前11時44分)

午後は1時から再開いたします。

(休憩)

議

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。

(午後 0時59分)

長 説明の途中でありましたので、総務課長より、歳入の説明を引き続きお願い いたします。

(木下総務課長を指名)

木下課長

それでは、午前中に引き続きまして、令和3年度当初予算歳入につきまして、 説明をさせていただいたらと思います。

議案概要書47ページになります。御覧ください。

しばらくお付き合いをお願いいたします。

1 款町税。町民税、2億4,824万1,000円。固定資産税、5億2,072万2,000円。軽自動車税、3,511万4,000円。町たばこ税、4,200万円。

2款地方譲与税です。地方揮発油譲与税、1,800万円。自動車重量譲与税、5,000万円。森林環境譲与税、1億4,978万円。

7款地方消費税交付金です、1億7,800万円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。

11款地方交付税、43億5,000万円。

13款分担金及び負担金。高齢者福祉費負担金、3,490万1,000円。48ページに移ります。

14款使用料及び手数料。町営住宅使用料、8,328万円。上浮穴高等学校学生寮寮費、1,188万円。し尿処理手数料、1,500万2,000円。指定ごみ袋販売手数料、1,567万円。

15款国庫支出金。国民健康保険基盤安定事業費国庫負担金、1,059万6,000円。低所得者介護保険料軽減国庫負担金、1,487万3,000円。障害者福祉費国庫負担金、1億5,840万8,000円。児童措置費国庫負担金、4,455万2,000円。児童福祉施設費国庫負担金、6,644万9,000円。公共土木施設災害復旧費国庫負担金、1億3,340万円。新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金、2,914万6,000円。地方創生推進交付金、4,044万9,000円。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、1億4,971万5,000円。新型コロナウイルス

49ページに移ります。

循環型社会形成推進交付金、7,128万円。美しい森林づくり基盤整備交付金、1億3,470万円。社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金、7,

107万7,000円。町道父二峰参川線などの舗装に係る地方創生道整備推進交付金事業費国庫補助金、1,500万円。

16款県支出金。国民健康保険基盤安定事業費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金、8,981万9,000円です。障害者福祉費県負担金、7,920万4,000円。児童手当に係る児童措置費県負担金、1,021万4,000円。児童福祉施設費県負担金、2,971万5,000円。未来のえひめ創造チャレンジ支援事業費県補助金、1,032万5,000円。電源立地地域対策交付金、2,052万円。障害者福祉費県補助金を計上いたします。1,790万1,000円。

50ページです。

地域就農総合支援事業費県補助金、2,256万円。中山間地域等直接支払 県交付金、3,400万4,000円。森林担い手確保育成対策事業費県補助 金、2,025万5,000円。林業成長産業化地域創出モデル事業費県補助 金、2,893万3,000円。農業農村整備事業県補助金、1,680万円。 公共林道開設改良等事業費県補助金、2,000万円。衆議院議員総選挙費委 託金、1,590万円。

17款財産収入。町有財産の貸付収入、2,265万9,000円。基金の利子及び株式の配当金、1,211万円。町有林立木売払収入、1,626万2,000円。

- 18款寄附金。ふるさと久万高原応援寄附金、1,600万円。
- 51ページです。
- 19款繰入金。財政調整基金繰入金、5億1,750万円。まちづくり地域 振興基金繰入金、1,780万円。環境保全基金繰入金、1億5,141万3, 000円。農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、3,185万 9,000円。防災減債基金繰入金、1億4,318万2,000円。公共施 設等総合管理基金繰入金、6,204万1,000円。
  - 20款繰越金、1億円。
- 21款諸収入。中小企業保証預託金収入、1,600万円。学校給食費収入 3,186万3,000円。市町交付金、基金交付金、1,114万4,00 0円。重度心身障害者高額医療費払戻金、1,200万円。財団等助成金1,

661万4,000円。

22款町債です。情報通信基盤整備事業に対する合併特例債、1億円。県営事業負担金に対する合併特例債、4,050万円。町道整備事業に対する過疎債3,830万円。林道ゴンゲン線開設事業に対する過疎債、1,870万円。52ページにまいります。

産業文化会館空調設備修繕工事事業に対する過疎債、3,500万円。簡易 水道施設更新事業の繰出金に対する過疎債、1,870万円。自治会活動助成 などのソフト事業に対する過疎債、1億4,710万円。林道開設事業などに 対する辺地債、4,380万円。消防団移動系無線整備事業に対する緊急防 災・減災事業債、1億500万円。臨時財政対策債、2億1,000万円。町 道大日線地すべり災害復旧事業に対する補助災害復旧事業債、6,650万円。

一般会計当初予算の主な内容は、以上になります。

なお、議案、124ページからの給与費明細書以降につきましては、後でお 目通しをお願いいたします。

以上で終わります。

## 議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案概要書で、ページを追って款ごとの質疑を行います。

まず、歳入から行います。

歳入について、議案概要書47ページ上段、1款町税からです。

(髙橋末廣議員を指名)

#### 髙橋議員

後学のためにお伺いしたいのですが、7款地方消費税交付金、1億7,00 0万で、今度、1,000万ほど伸びておるんですが、ほかの伸び悩んでいる 収入から比べると、金額はともなく割合は大きいと思うんですが、この消費税 の交付金を決めるというのは、例えば、久万高原町から納めた消費税のうちの 何割かが返ってくるとか何とか、そういう算出方法になっているのか、その辺 りを教えてください。 議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

髙橋議員の質疑にお答えいたします。

7款の地方消費税交付金につきましては、恐らくで申し訳ないのですけれど も、国のそれぞれ計算方式に基づいて支給されておるとは思いますけれども、 なお確認して、また後からお知らせをさせていただいたら思います。よろしく お願いします。

議長

よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今の町税の関係のところなんですけれども、前年度比1.8%増ということですが、これの理由について、説明を伺いたいと思います。

議 長

(西村住民課長を指名)

西村課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

特に昨今、滞納整理に十分、力等も入れておりますし、その辺の税収のアップという部分もあります。その辺の税収の上りが主な要因かと思います。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

滞納整理の関係の効果が出ているという答弁でしたけれども、今まではそんなに伸びがなかったという状況の中で、伸んどります。

今後の、恐らく見込みとしては、町税収入のアップというのは、なかなか見込めないんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、町全体の財源を見たときに、特に町税の収入が、減収を予測するというわけではないのですけれども、それを補完するような財源として、どういうふうな手当をしようと

しているのか。もう既に始まっている財源確保について、副町長、御答弁願い たいと思います。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副町長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

町税にいたしましても、以前からの議会でも御指摘のあります自主財源の確保というところになってまいります。まだまだ動きとしては、2年目の取組が終わろうとしているところですけれども、ふるさと納税、こういったところをしっかり力を入れて、自主財源の確保にしようというところで取り組んでおります。

ふるさと納税につきましては、地域の産品を返礼品として活用していただけるということになりますので、地域の皆さんの、事業者の収入の増にもつながっているというところもございます。

そういったところで、町税が非常に厳しい状況ですけれども、そういった辺 りで、自主財源の確保を図っていきたいというふうに考えております。

議長

よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

それは寄附金のところで出てくるんだろうと思いますけれども、町有施設、 あるいは町有観光施設等々、それの今後どう扱うかという問題についても、な かなか町のほうからは明確な方向性が、まだ出ていないという状況でございま す。

そういった中で、前々から申し上げておりますけれども、欲しいという方がおいでれば、法人問わず一般でも、資産の売却、あるいは譲渡、そういったものが可能であれば、当然、そこから行政財産であるがゆえに税収が入らないけれども、民間のほうへ渡れば、税収に生まれ変わるということ、そういったことも前々から申し上げていますけれども、その方向へ行きかけて、また戻って

しまうという、ここら辺が不可解なところがあるのですが、本気に財源の確保 に努めようとしているのか、その姿勢がいまだ見えないと感じますが、既に何 か対策はやっていらっしゃるのでしょうか。

議長し佐

(佐藤副町長を指名)

副町長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

この件については、前にも岡部議員のほうから御指摘も受けまして、私が委員長で、町有財産の処分の検討委員会という組織もございます。

現状はやはり、売却してほしいという問合せに基づいての動きというところでございまして、今、岡部議員が御指摘されたように、積極的に売却していくというところも、資産の洗い出し等、それからあと、観光施設等との絡みも出てきますけれども、そういったところで、今後しっかり対応していきたいと考えております。

議 長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

以後、議案概要書のページを追って、款ごとに質問を受けるようにいたしますので。ゆっくり申し上げます。その款ごとに質問ありましたら、挙手をお願いします。

それでは、歳入のほうに入ります。

2款、地方譲与税。この件に関して質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

それでは、一通り申し上げます。

3款利子割交付金。

(なしの声)

議 長 4款配当割交付金。

(なしの声)

議 長 5款株式等譲渡所得割交付金。

(なしの声)

議 長 6款法人事業税交付金。

(なしの声)

議 長 7款地方消費税交付金。

(なしの声)

議 長 8款ゴルフ場利用税交付金。

(なしの声)

議 長 9款環境性能割交付金。

(なしの声)

議 長 10款地方特例交付金。

(なしの声)

議 長 11

11款地方交付税。

(なしの声)

議長

12款交通安全対策特別交付金。

(なしの声)

議長

13款分担金及び負担金。

(なしの声)

議長

14款使用料及び手数料。

48ページ。

(なしの声)

議 長

15款国庫支出金。

48ページと49ページ。よろしいですか。

(なしの声)

議長

16款県支出金。

4 9ページと 5 0ページ。

(なしの声)

議 長

17款財産収入。

(なしの声)

議 長

18款寄附金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

寄附金のところ、以前のふるさと納税の関係ですか。ここのところ、ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど、副町長のほうからでは、寄附金を活用して地元産品を活用するという御説明がありました。当然のことだと思いますけれども。

しかしながら、多くの市町の状況を見ますと、県内でもそうですけれども、この寄附金の額は、まるっきり桁が違います。この町にあっては、2年、3年前までは、350万、500万とか、800万とか、ようやく昨年1,500万。今年が2,500万ですか、そんなには入らんだろうというような考えからでしょうか、やはりここは一歩進めて5,000万、1億とか、そこら辺り、別に高望みをするわけではありませんけれども、そういう寄附が集まる工夫を、他の市町はやっています。

もう少し頑張るべきじゃないんでしょうかね。

議長

(佐藤副町長を指名)

副町長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

岡部議員御指摘のとおり、こちらの額の増え方、今なかなか、増えてはおりますけれども、そういった状況ですが、去年、今までにも御説明いたしましたように、商品開発といったところで、地域おこし協力隊の、以前に商品開発を手がけた方が町のほうに来ていただいて、令和2年度1年間で、去年見えられたんですけれども、まず返礼品の開発というところで、当初、20数品目だったというふうに思いますが、それが今現在、100品目に近づく商品開発をしております。

その中でも、しっかりとした商品の、まず開発をしてということで、全く努

力を怠っているわけではございませんで、ある程度の条件が整えば、さらにふるさと納税は積極的に、金額が確保できるということで、取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

額を増やしていただく。そして、地域の産品をですね、多く全国に発信していただく。その中で、ひとつお願いをしておきたいのはですね、地域で移住・定住の方、あるいは地元の方を含めて、小さいながらも起業をされている方がいらっしゃいます。

そういう起業を後方支援する意味でも、ぜひそういった起業をされている方、まだ起業して間もない方にも、ぜひこのふるさと納税を利用してですね、地域産品の一つに加えていただくと。そういったことで起業されている方がですね、さらに目標を高めていって、頑張っていけるのではないかなと思いますが、その点、ぜひ起業して間もない町内の方々もですね、支援する取組はしていただけますでしょうか。

議長

(佐藤副町長を指名)

副町長

岡部議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。

岡部議員おっしゃるとおりでして、移住者、あるいは地元の方で起業をされている方には、もう既に担当の地域おこし協力隊員が、積極的に声がけをさせていただいております。

それぞれ生産されている方の生活のストーリーといいますか、物語といった ところも大事にして、今、取り組んでおりますので、さらにこれは強化してい きたいというふうに思います。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

次にいきます。

19款繰入金。

51ページです。

(なしの声)

議長

20款繰越金。

(なしの声)

議長

21款諸収入。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

諸収入のところで、市町交付金と基金交付金がありますけれども、基金交付金というのは、支払基金からの交付金なのか、その辺り、どこから入っている交付金なのか、説明と、ここの数字が年度を追って変動する可能性があるのかないのか、そこだけ端的に御説明お願いします。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

こちらのほうにつきましては、金額が1,114万4,000円になっておると思いますが、こちらについては、宝くじ等の販売による売上を、全国的に配分したものを交付金ということで、収入にしておるようでございます。

その関係で、入ってくる金額については、宝くじの売れ行きによって左右されるとは思いますけれども、それぞれ、毎年そんなに大幅に変わるものではないというふうに考えております。

以上です。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

次にまいります。

- 2 2 款町債。
- 51ページから52ページです。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

町債、このとおりやれば当該年度で残高が97億9,500万ぐらいになるというふうな表がついておりますけれども、これに対しまして、大きな基金としては、財政調整基金からの繰入れが5億。残債については、償還があるということをのけても、プラスマイナスしたら3割強の、普通の家計でいう貯金と借金の割合が増えていって、財政的には苦しい方向にいっておるんじゃないかというふうに、私は感じたんですけれども、そういう認識でいいでしょうか。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

中野議員の質疑にお答えいたします。

非常に財政的には、御案内のとおり厳しい状況が続いております。こんな中で、財政運営を行っていくために、基金の繰入金、それから起債の借入れ等を行っておるわけでございます。

その中で、御心配をされておるように、いろいろやりくり等、厳しい面もありますけれども、起債に関しましては、有利な起債を優先的に使っておりますし、その辺、工夫しながら、財政的にやっております。

また、それぞれ支出に当たりましても、できるだけ支出を抑えて、費用対効

果の高いものにするというふうなことで取り組んでおりますので、それぞれ、 最終的にはきちんと支出、それから収入が出合うように、健全になるように努 めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

大分、残り少なくなった財政調整基金、なるたけ崩してもらいたくないとい うのが本音ではございますけれども。

これ、多分、私言いよるんは、予算書の136ページの表を見て言いよるんですけれども、起債に関して。

多分、ここ数年の傾向を見よると、当初予算よりは、かなり起債が増えていくような手法をとられておるので、この表を見よって、97億9,600円が残高の見込みになると思うんですけれども、返済額を引いても90億。そやけん、100億までになったら、非常に。だから、その辺りでちょっと、どうなんかなというのがあるので。

私は、予算的にちょっと、いつも思うのが、補正は補正で次々起債をして、 事業費を拡大していくというふうな感じの予算の立て方には、不安と疑問を感 じておるので、その辺はもっと考えられたらどうかなと思います。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

御指摘の点でございますけれども、当初予算では、できるだけ起債の作入を 抑えるというところで、このような金額になってきております。

ただ、近年、大型事業もついておりましたので、どうしてもそういう指標に 頼らざるを得ない。いろいろな資金繰りとかいう面でありましたけれども、で きるだけ御心配いただくことがないように努めてまいりたいとは思います。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

# 岡部議員

過疎債のことについてお伺いしたいんですけれども、過疎債の中で、代替バスに係る過疎債の借入れというのは、1,800万ございますが、この代替バスについては、久万落出間の分の町営のバス事業の関係だけなのか、それ以外のものも入っているのでしょうか。

そして、これは毎年度、1,800万程度借入れするんでしょうか。あるいは有限なんでしょうか。期限があるんでしょうか。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

代替バスについての御質疑だったと思います。これにつきましては、御指摘のとおり、バス路線については、国道を、落出から久万まで走っておる区間になろうかと思います。

金額につきましては、1,800万ということになっておりますけれども、 近年、大体こういう推移で予算計上を充てるというようなことでさせていただ いておるというようことになろうかと思います。

今後も、金額的にはそんなに増減するものではございませんので、有利な過 疎債を充てて行わさせていただくというようになろうかと思います。

以上です。

議長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

それでは、これにて歳入の質疑を終わります。

続いて、歳出の質疑を行います。

29ページからです。

1款議会費。

(なしの声)

議長

2款総務費。

29ページから30ページ、31ページ、32ページ、33ページにわたって記載されております。

よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

先ほど、歳入について、総体的な質疑がありましたが、昨年9月に町長が来て、町長が公約をされたと思いますが、その公約されたことについて、どのような予算を組まれたか、お聞きをしたいと思います。

議長

(河野町長を指名)

町 長

昨日もお話ししたようなところでございまして、一つはICTを活用した基 幹産業の振興と、それから雇用の創出、それから先ほどから出てもおりました けれども、新しいビジネスモデルを創出をして、起業等々を交えて、新しい息 吹を起こしていこうということ。

それから、防災にも関連しますけれども、いつまでも安心して暮らせるまちづくり、それから4つ目としては、出会いから子育てまでということで、人口減少対策の、これを少しでも緩やかにというところで、この4つのところを柱として、それぞれの科目で予算を立ち上げているつもりでございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

今の件については、分かりました。

AIであったり、ICTであったり、最近は近代的な町政運営が求められておるというふうに思います。町長もそれなりの答弁をしていただきましたが、行政の近代化であったり、能率化であったり、効率化であったり、そういったことは、特に念頭に置いて予算を編成していかないかんと思いますが、今のことを考えて、これとこれは予算として組みましたよということがありましたら、お聞かせいただいたらというふうに思います。

また、先ほど、中野議員が言われておりましたが、当初予算というのは年間 予算として組むべきであって、安易に補正で対応するべきではないという一つ の考え方があるかと思いますが、その辺についても、そういったことはしっか り考えられて、当初予算として組まれておるのかどうか。この2点について、 答弁をいただきたいと思います。

議長

(河野町長を指名)

町 長

今、2つ質問があったと思います。

昨日の当初予算の編成の大枠の中でもお話したとおりでございますけれども、 林業分野での商社化のことも見据えて、ICTの情報管理システムを活用した 森林の管理システムによる森林整備を計上しておりますし、また、一部、新し い取組として、今、近年ぼつぼつ目にするようになってきておりますけれども、 シカの被害防止のオリナワシステムの運用であるとか、あるいはまた、今も申 し上げましたけれども、商社化、林業の成長化モデルを使った商社化も、その 中に包含もされているところでもございます。

また、様々、農業の分野につきましても、あるいはまた商工業者の活性化につきましても、それぞれICTを活用した、今、瀧野議員がおっしゃられましたように、とにかくAIの時代も見据えた、アナログに頼らない、デジタル社会に向けた構築を、それぞれのところに配置をしているつもりでございます。

それから、先ほども出ておりましたけれども、当初では、骨格予算を決めているところでございまして、場合によっては、途中で補正を組まざるを得ないときは、それぞれの議会で、当初の3月議会ではなくて、6月あるいは9月、12月という形にもなろうと思いますけれども、当初におきましては、補正を

念頭において組んだものではございませんので、その辺りは御理解もいただき たいと思っております。

議長

ほかにございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

元気なまちづくり支援事業というのがあるんですけれども、これが3つの支 所にそれぞれ予算を計上されております。

それからもう一つ、自治振興費においても、同じく元気なまちづくり支援事業というのを組んでおりますが、これは自治振興費のところでの使い方というのは、また3つの支所以外のところで使う元気なまちづくり支援事業なのかどうか、お伺いします。

それと、できれば中身をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

元気な地域づくり事業の予算でございますけれども、これにつきましては、 住民の方々が、自らの創意工夫によって、それぞれの地域活動があった上で、 支援をさせていただきたいというようなところで、小さな予算ではございます けれども、お役に立てていただきたいというようなことで、予算を計上させて いただいております。

なお、それぞれの支所費と、それから本庁の総務費もございますけれども、 支所につきましては、それぞれの支所管内で主に使っていただくということ。 それから、本庁分につきましては、主に久万地区ということになりましょうか、 全町的にはなっておりますけれども、主に久万地区の財政事業について支援を させていただく予算ということで、御理解いただいたらと思います。

以上です。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今のまちづくりの支援事業は、それはいいんです。これで終わりたいと思う んですが。

14の生活路線バス予算2,934万計上されておりますけれども、ここの 契約はですね、毎年ごと、毎年その契約が行われるのか、あるいは数年単位で 契約をされるのか。それからあと、町内のタクシー会社を含む関係業者によっ て、見積りもしくは入札等で決定をされていくのでしょうか。その点、簡潔に お尋ねをしたいと思います。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

それぞれ住民の足の確保というところで、予算措置をさせていただいております。その中で、契約に関してでございますけれども、地域の実態に合った、またそれぞれの事業所によって、従業員の確保数でございますとか、いろいろ違います。

それぞれ始まった頃には、入札でやっておったようですけれども、現在はそれぞれの状況に応じて、それを随意契約というようなことで、1年契約で締結をさせていただいて、実施をさせていただいております。

以上です。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

特に久万落出線の関係なんですけれども、こういった事業についてですね、 1社が決まって、その後、随契ということがいかがなものかと。やはり町内に も交通関係、タクシー会社等々ありますから、そういった方にも、均等の参加 の機会を、ぜひ設けるべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

議 長

(木下総務課長を指名)

木下課長

それぞれ随意契約の理由というのは、当然ございますので、それに照らし合わせて、現実、今、契約させていただいておるわけでございますけれども、頂きました御意見、また検討させていただいたらと思います。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

地域交通対策というのは、非常に大事なことでございまして、昨日も一般質問でも質問させていただきました。そこで、町長のほうからは、いつまでに地域交通対策についての、町が動き始めたと、具体的に分かりやすい、そういうめどはいつ頃をいわれるのかと言われたときに、そんなに遠くない時期ということを言われました。

当然、担当部署、総務課としては、その流れの中で動いていると思うのです。できれば、現状の、例えば町議会を通じて、どういうような動きをされているのか。そして、そんなに遠くない時期というのはですね、令和3年度中に大まかなめどを立てるのか。あるいは、3年以内にめどが立てるとか、そういうことが明言できないかどうか、その点、2点についてお伺いします。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

住民の足の確保というところで、予算の説明等でもございますけれども、それぞれ高齢者、それから障害者に対する移動支援というところで、来年度も予算を計上させていただくというところも、大きな支援策になると思います。

また、御指摘の町内の事業者さんを、当然、活用しての足の確保という点も、 今、協議を進めておるところでございます。

ただ、バス路線がございます。また、タクシー事業者もそれぞれございます。 その辺で、事業者のそれぞれの事業上の経営の圧迫になってもいけませんので、 その辺も踏まえながら、それぞれ支援策を進めていく、検討していく必要がご ざいます。 今、事業者間の調整を、今現在、行っているところでございます。今月にも、 事業者さんとの、それぞれ集まっていただきまして、協議を行うことといたし ております。

これにつきましては、もっと早くいたしたかったんですけれども、どうしても調査が整わないところがございまして、今月月末に、そういう打合せも行うといたしております。それが整いましたら、また協議会等も開催させていただきまして、それぞれお諮りをさせていただいて、実証実験という形で、来年度、そこにもありますけれども、やってみたいということで、予算計上をさせていただいております。

その関係、行いまして、それぞれ条件が整いましたら、できるだけ早く、住 民の足の確保に向けて、事業を実施していきたいというふうに考えております。 以上でございます。

### 議長

(岡部史夫議員を指名)

# 岡部議員

できるだけ早くということで、具体的に進みつつあるのかなという雰囲気はうかがえます。

しかしながら、昨日も一般質問等々でありましたように、地域は本当に住民の足がなくなった。あるいは地域の総合商社も撤退をしようとしている。そういうところで、地域は当然、何を、希望を持って生きていけばいいのだろうと、そういうふうに大変心配をされております。

ですから、ここはもう町しかないんです。町が動くしかないんです。だから、 できれば3年以内に、しっかりと地域交通対策の光が見えるようなものを構築 していきたいと、そのぐらいな答弁はできないでしょうか。副町長さん。

#### 議長

(佐藤副町長を指名)

# 副町長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今、総務課長も説明いたしましたように、実際にこの予算計上も、具体的な ところさせていただいております。そういったところで、事業者間の調整、そ れから実証実験に入った、そういった経過は、また議会のほうにも逐一報告を させていただく中で、より具体性が見えた段階で、見通しといったところも、 具体的に示していきたいというふうに思います。

まずは、急ぎ、皆さんの了解がいただいた段階で、実証実験に入っていきたい。そのときに、住民の皆さんの声も、また把握していきたいということで進めていきたいというふうに思います。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

要は、令和3年度から実証実験の一部を始めるということで、令和2年度よりもはるかに、住民の目から見て、町は地域交通対策、取り組んでいる姿が見え始めたと。そういうふうに実感ができるような対応をするという理解でよろしいでしょうか。

議長

(佐藤副町長を指名)

副町長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、総務課長も説明しましたように、事業者が一緒になって取り組んでいくことが一番大事だと。そこを行政としては、しっかり押さえていきたい。その上で、来年度、この実証実験というのは、実際に住民の皆さんに、地域の限定になりますが、利用していただくということですので、より住民の皆さんに見える形で、取り組んでいけるかというふうに思います。

議長

よろしいですか。

ほかに、2款総務費について、ありませんか。

(なしの声)

議長

次、3款民生費。

33ページ、34ページ、35ページです。

(なしの声)

議 長 4

4款衛生費。

35ページ、36ページです。

よろしいですか。

(なしの声)

議長

次、6款農林水産業費。

36ページ、37ページ、38ページ、39ページ、40ページであります。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

6款1項の農地費に入るんじゃないかと思うんですけれども、農道の整備、 通常の維持管理、補修、そういった予算、来年度どれほど含まれているのか、 少しこの予算書では見えないのですけれども、業務委託料になるのかと思うの ですが、いかほどかお伺いいたします。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

大原議員の質疑にお答えいたします。

概要書のほうでは、代表的な維持修繕工事等が入っております。この中で、 農道といいますと、38ページのほうの上から5行目、農業施設維持管理業務 委託料を計上しますということで、400万円になります。

議長

(大原貴明議員を指名)

大原議員

通常の維持管理費400万円ということですけれども、町内には農道がメイ

ンの通行路として使っている地域等もあると思うのですが、400万円では少し足らないような気もするんですけれども、これももし要望があれば、補正で対応されるのか、この辺をお伺いいたします。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

大原議員の質疑にお答えします。

台風等ありますが、基本的には、この400万円で対応はするのですが、現 地のほうを確認しながら、優先順位を決めながら、対応をしております。

当然、足りなくなったときには、補正対応でやっております。 以上です。

議 長

よろしいですか。

ほかに農林水産費、ありませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

6款2項2目の一番最後、39ページ中ころですが、林業会社設立に対する 出資金ということですけれども、この林業会社の説明をお願いします。

議長

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長

中野議員の質疑にお答えします。

林業会社というふうになっておりますが、これにつきましては、林業戦略課で進めております、以前から説明申し上げております林業関係の地域商社のことでございます。

議 長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長

次、7款商工費。

40ページ、41ページであります。

よろしいですか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

この商工費は、一般質問の答弁でもありましたが、商工観光費は観光協会の 委託事業はやるんですか。従来どおり。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

令和3年度、観光協会のほう、事業の予定をしております。 以上です。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

それでは、簡単に事業説明をお願いします。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

観光協会800万円を予定をしております。うち400万円で、会員の特産 品の作成及び見直し。

もう1点、400万円で、新たなイベント等の計画及び、今現在、14件あるわけですけれども、それの見直しという内容で進める予定です。

以上です。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

令和1年、2年、3年と、3年目だと思うんですね、委託事業。令和1年については、決算特別委員会の説明もできなかった。2年、3年、これは結構大きな金額だと思うんですね。

先ほども水路の改修がどうとかこうとか、建設課長からは、順番であるというような話が出たと思いますが、我々はやはり、町民の皆さんに寄り添うて、町民の皆さんの福祉の向上というのが、我々の主たる仕事やと思うんですね。 今の説明では、ちょっと分かりにくいんで、もう少ししっかりと、その800万円はどういうことで、それを使うことによってどうなりますという説明をお願いします。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

特産品の開発につきましては、観光協会の会員の商品、こちらの開発及び改 修を行うものでございます。

続きまして、新たなイベントなんですけれども、こちらも会員の中から取り 組んでいただく内容について、検討をして、新しい内容を検討していくという ものでございます。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

随分このことについては、質疑をしてきましたが、今年度当初の説明も、あまり十分にできていないというふうに思います。

今はこれを繰り返しても仕方がないので、私は常任委員が違いますから、このことをお聞きしよるわけですけど、本来からいうと。本会議場の問題を常任委員会に移すということは間違えと思いますけれども、その点については、どちらかの常任委員会で、口頭で詳しく説明していただくようにしていただいたらと思うんですが、どうでしょうか。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

そのように説明をさせていただきます。

議長

よろしいでしょうか。 ほかにありませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

40ページ、7款1項2目の下から3番目、四国カルストへの外国人集客の ためにというところですけれども、県の補助と書いておりますが、全額県でしょうか。割合があるなら割合を教えてください。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

2分の1でございます。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

出るんなら使えということかもしれませんが、もしも繰越しできるのであれば、今後、今年いっぱいは多分、外国人もコロナの関係で来ないとは思うんですが、150万超、一般会計から出るとすれば、ほかのところで、観光業に使われたほうがいいのではないかと思うし、ぱっと見たときに、外国人観光客のために何をしたらいいのか、どういうことをしたらええのかという企画ぐらいは、指定管理者とふるさと創生課との間で、原案ぐらいはただでできると思うので、その150万、県の補助が出るからいって、今やらずに、そういうふうなところに、準備期間として今年はやって、来年度以降に向けて、来年度予算でこれ、もらうぐらいの感じで、150万あったら、例えば柳谷、美川、面河でやるより、それぞれのふるさとの祭りの予算に匹敵しますので、そういうふうな使い方も、時期を考えて、予算をつくられたほうがいいと思いますが、どうですか。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

今回の事業でございますけれども、外国人集客のためということで、コロナ のワクチンも少しずつではございますけれども、広がってきております。

それを見込んで、多くの企業等が、インバウンドに向けて取組を始めようとしておるようなニュースもお伺いしております。いうようなことで、町といたしましても、それに遅れることなく、実施したいというようなことで、今回、提案をさせていただいておるところでございます。

よろしくお願いします。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

41ページの真ん中どころに、イベント開催時の支援のために、新たな生活スタイル提案型イベント等支援事業補助金を計上しますということで、1,000万円組んでおりますが、これはまるころ国の1,000万円の補助金ですか。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

はい、そうです。

100%です。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

もう一つ、観光協会に500万円出しておりますが、このことの説明をいた だきたいと思います。 議 長 (松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 瀧野議員の御質問にお答えいたします。

昨年まで、70万円の補助金を組んでおりました。昨年2月に立ち上がり、総会を6月にさせていただいた、立ち上がったばかりの観光協会でございますけれども、現在、観光協会が業務を実施していく中で、職員の確保、また活動費等のために、430万円ほど増額をさせていただいて、令和3年度、500万円を組まさせていただきました。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これは、説明があったんですかね。

観光協会、従来は5,000円から1万円以下の会費で、全てが成り立って おったと思いますが、観光協会の需要というたら、協会補助が500万に上が ったということですが、私は協会員じゃないので知りませんでしたが、そうい うことなんですかね。

議 長 (松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 お答えいたします。

議

長

観光協会の理事会及び、観光協会のほうから陳情をいただきまして、予算の 計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

よろしいですか。

- | | 商工費につきまして、ほかに意見ありませんか。

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

41ページの、四国カルスト集客拡大のために、姫鶴荘改修工事を行います というのに関連して、御質問したいのですが。

以前、合同専門委員会のときだったと思いますが、姫鶴荘の宿泊部門、それから林業建設センターの宿泊の利用状況ということで質問しておったのですが、 後日ということで、まだその結果をお聞きしたいのですが。

いろいろと四国カルスト、利用が多いということは大変結構なことでございます。そしてまた、いろいろなことで、キャンプ場のことやら、いろいろなことで充実をされておるのは結構なことだと思うんですが、今ある宿泊部門、これは利用が増えれば増えるほど、そのまま収入の増大につながるということでおるわけでございますが、その辺りはどのようになっておりますでしょうか。

議長

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

髙橋議員の御質疑にお答えいたします。

申し訳ございません。今現在、資料を持っておりません。また改めて御報告申し上げます。

議長

よろしいですか。そういうことで、説明よろしくお願いします。ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

7款商工費については、終わります。

次、8款土木費。

4 1ページ、4 2ページ。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

8款2項3目の道路新設改良費のことですけれども、上から4つぐらい、測量設計委託料が出ておりますが、今のところ、担当課のほうで考えておる本工

事は、大体どれぐらいの規模で予想されておるんですか。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

中野議員の質疑にお答えいたします。

少しお時間を頂ければ、確認はできますが、ちょっと今、手元に資料がございません。後ほどでよろしいでしょうか。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野議員

関連、後ほど聞きたいのですけれども、それにしても、従来の大体の感覚でいくと、一場面に1,000万やると1億、次は5,000万、次も1億、次は1億5,000万ぐらい、みたいな感じで思うてしまうけれども、そんなには予測していないと、私が想像するんですが。

どうしてこういう話をしましたかと言いますと、ほかの工事に対しても、最近、ここ数年も、測量設計委託料というのが、以前に比べてすごく高額になっておる感覚があるんです。それに対して、本工事の予算はそこまで上がってない。なぜ測量設計委託料ばっかり、ばんばん上がってくるのか、これすごく不思議に思うんですよ。

以前の感覚でいくと、今、4つで大体4,000万ですけれども、少なくとも7割、8割までで終わっておったような感覚なんですね。

これもうちょっと、ここまで実際の工事料が上がらない、測量設計費ばっかり委託料が上がるんやったら、ちょっと業者の選択も含めて見直さんとおかしい、つじつまの合わんような状況になっておると思うんですが、どんなんでしょうか。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

今回の4路線につきましては、地元業者のほうに測量設計委託のほうをお願いするようになっております。

公共土木積算システムというのがありまして、測量設計費の積算に関しましては、歩掛り等も決まっておりますので、それで今、はじいている金額がこの金額ということになっておりますので、これからまたさらに入札等もありますので、金額のほうは下がっていくと思います。

以上です。

議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

8款5項1目の住宅管理費でお伺いをいたします。

聞くところによると、隣の砥部町では、例えば旧の砥部町内の住宅費に比べて、旧の広田地区の町営住宅費、移住者に対しては、安く貸しておるというようなことを聞いております。

久万高原町もそういう配慮はあるのでしょうか。もしあるようでしたら、その状況を聞かせていただきたいし、ないようでしたら、そういうことについて、どういうふうなお考えがあるか、お伺いします。

議長

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

髙橋議員の質疑にお答えします。

現在は、移住者に対して住宅料を安くとか、軽減とかいうものはございません。

ただ、確かに髙橋議員お話のとおり、移住者の方を誘致というようなことも ありますので、今後の検討は、またしたいと思います。

議長

(髙橋末廣議員を指名)

髙橋議員

あんまり移住者優先すると、入っておる人はどうなのかという話にもなろう

かと思いますが、周辺部の空いておる住宅に入っていただければ、管理も自然 にできますし、有効な活用ができるのではなかろうかなと思いますので、少し 真剣に御検討をいただいて、何らかの方法で、こういうふうなことも計画して いただいたらというふうに思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 │ 今後、検討をしたいと思います。

議長しよろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 次、9款消防費。

43ページです。

(なしの声)

議 長 10款教育費。

43ページ、44ページ、46ページになります。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 10款4項1目幼稚園費ですか。ここをちょっとお伺いしたいと思います。

町内の各幼稚園において、延長保育に係る支援員等の確保状況、これが園に よって確保できていることと、ちょっと危ないなというところがあるのではな いかというふうに承っておりますが、現状について、確認をさせてください。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

来年度の預かり保育支援員の状況ですが、久万幼稚園と美川幼稚園のほうで、 まだ確保できていないような状況でございます。ほかの7園については、確保 できております。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

この確保ができていない、課題がある園について、教育委員会としてはどのような対策を講じるおつもりなのか。また、早急に確保する、対応をされているのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

今現在も、各幼稚園のほうでいろいろ人選のほうをしていただいておる状況 でございます。また、いない場合には、これまでに幼稚園の教諭を退職された 先生方にも、お声をかけさせていただこうと思っておりますので、何とか確保 したいと思っております。

議長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

子育てに優しいまちづくりを、町は推進されようとしています。 このことについて、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

このこと、まちづくりそのものに関わってくる重大なことだと認識をしております。それぞれの地域に、ふだんからお願いをして、人材確保に向けて努力をしているところでございます。

いざというときに助けていただける有資格の方々だとか、そういった方との

つながりを大切にしながら、途切れのないような確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長

岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条 のただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

先ほども申し上げましたけれども、子育てに優しいまちづくり、あるいは人口減少に歯止めをかけるんだといったことで、移住定住の促進、そういうことを声高に述べられている中にもかかわらず、なかなかその底辺の部分が確保ができていない。こういったところで、いくら魅力のある情報を発信しようとしても、この町に来られようとする方は、随分といろんな人の話をお聞きして来られるはずです。

ですから、そこは、手を入れるところはしっかり手を入れるべきだと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

議長

(河野町長を指名)

町 長

昨日から申し上げていますように、特に人口減少社会の中で、また地方分権のところの質問もありましたけれども、要は都市部と地方が均衡ある発展をというようなところの中で、特に申し上げましたように、人口減少問題、大きな課題であります。

幸い、特に移住施策が功を奏して、昨日も披歴しましたけれども、雑誌では 非常に高い評価をいただいて、ありがたく思っておりますし、また、変わらず そういった問合せもあるようになっているところでございます。

ただ、今、御指摘があったように、一部、なかなか人材というようなところが、非常に教育委員会を中心に懸命に頑張っていただいておりますけれども、まだその辺りが十分対応できていない。人探しというのは、一生懸命やってい

るつもりでございますけれども、4月まで幾ばくもないわけでありますけれど も、また今の提言を含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

議 長 (周

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

教育長に最後、お聞きしたいのですが、先ほど、久万、美川について、まだ 確保が十分でないというお話でしたけれども、早急に確保していただかないと いけないと思いますが、いつまでに確保すると明言できますか。

議長

(小野教育長を指名)

教育長

確保ができてないと申しましても、大きく、全く手も足も出ないというような状況ではございませんで、もう一息の整備でございます。本年度中に新しい年度に間に合うように準備をしたいというふうに考えております。

議長

よろしいですか。

ほかに教育費の関係でありませんか。

(なしの声)

議長

次、まいります。

11款災害復旧費。

46ページ。

(なしの声)

議長

12款公債費。

46ページ。

(なしの声)

14款予備費。

46ページ。

(なしの声)

議長

全体を通して質疑される方、ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

ここで10分間休憩いたします。

(午後2時13分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時23分)

議長

日程第24、議案第25号「令和3年度久万高原町国民健康保険事業特別会 計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第25、議案第26号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第26、議案第27号「令和3年度久万高原町後期高齢者医療保険事業 特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村住民課長を指名)

西村課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第27、議案第28号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第28、議案第29号「令和3年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

議長

(森 博議員を指名)

森 議員

予算の配分というか、割合が分からないのでお聞きするんですけれども。

町立病院の看護師が、病院外、地域のほうに出かけていって、保健的な事業をやっているコミュニティナース事業というのがございますが、これらの費用については、訪問看護に入るのか、後の病院事業会計に入るのか、予算的にはどういうふうになるのか、教えていただいたらと思います。

議長

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

森議員の質疑にお答えいたします。

現在、久万高原町立病院では、コミュニティ推進事業といいまして、地域に 出かけていって、健康相談等を行う事業を行っております。

まず一つに、地域おこし協力隊を募集いたしまして、地域おこし協力隊の看護師がやっておるコミュニティナース。これにつきましては、一般会計の予算から支出させていただいております。

それから、病院の中に、在宅支援センターがございます。退院支援、入院支援、それから転院支援等、地域連携室を兼ねておりますけれども、この看護師が地域に出ておるコミュニティナースと連携して事業を行っております。協力して事業を行っています。

これにつきましては、病院事業会計の中で支出をしております。以上です。

## 議 長 (森 博議員を指名)

## 森 議員

ということで、大体、病院事業会計のほうが主になるというふうにお聞きしたと思うんですけれども、その後の事業会計のほうでお話ししたほうがいいかもしれないんですが、このコミナス事業については、重度の介護が必要になる方、防止のため、医療費を抑制するためにも、非常に有効な、大事な事業だと思うんですけれども。

そういった観点からも、町立病院の看護師がそれに当たるだけでは、町立病院のほうの看護師も、人員不足といったところもございますので、保健センター、保健事業のほうの保健師等も一体となった取組が必要かと思われますが、その辺、町長のお考えをお聞きしたらと思います。

## 議 長 (河野町長を指名)

町 長

コミナスの意義は、今、お話もあったとおりでございまして、少しでも元気な高齢者が増えるように、また、医療費の削減にも、結果的につながっていくことでありますから、報道にもありましたようなところでございます。

おっしゃられるように、そうは言いながらも、病院に来られる方の診療、あ

るいは入院に差し障りが出るようでは、それはまた主客転倒なところになって もいけませんから、その辺り、十分に認識しながら、今、保健センターと連携 をとれるように、協議をいたしておりますから、その辺りはお話があったよう な方向で、解決がつくものと考えております。

議 長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 日程第29、議案第30号「令和3年度久万高原町農業集落排水事業特別会 計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 | 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 ここでしばらく休憩いたします。 (午後3時04分)

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時13分)

議 長 日程第30、議案第31号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計 予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

日程第31、議案第32号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

日程第32、議案第33号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長

日程第33、議案第34号「令和3年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

議長

日程第34、議案第35号「令和3年度久万高原町立病院事業会計予算」を 議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第35、議案第36号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計 予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第36、議案第37号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計予算」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第37、議案第38号「松山市との連携中枢都市圏形成に係る連携協定 の一部を変更する連携協約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

日程第38、議案第39号「第2次久高原町総合計画後期基本計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第39、議案第40号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」 を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「久万高原町辺地総合整備計画の策定について」 は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 お諮りします。

日程第40、議案第41号から、日程第43、議案第44号までの指定管理者の指定に関する4件を、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第44号までの指定管理者の指定に関する4件を一括議題とすることに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

(松本ふるさと創生課長を指名)

松本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1件ずつ行います。

議案第41号「久万高原町生産物直売所の指定管理者の指定について」、質 疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと 思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

議案第42号「久万高原町小村農産物直売所の指定管理者の指定について」 質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと 思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。 議 長

議案第43号「久万高原町国民宿舎古岩屋荘の指定管理者の指定について」 質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長

議案第44号「久万高原町ふるさと旅行村・家族旅行村の指定管理者の指定 について」質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議長

日程第44、議案第45号「町営土地改良事業の施行について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「町営土地改良事業の施行について」は、原案の

とおり可決いたしました。

議 長 お諮りします。

日程第45、議案第46号及び日程第46、議案第47号の町道路線の変更 に関する2件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の町道路線の変更に関する2件を一括議題にすることに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑については1件ずつ行います。

議案第46号「町道父二峰参川線の変更について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議 長 議案第47号「町道東古味線の変更について」、質疑を行います。 質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長「質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと 思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を いたしました。

議 長 日程第47、議案第48号「町道猪伏山線の廃止について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

## 猪上課長

議案に基づき説明

議長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「町道猪伏山線の廃止について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長

日程第48、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、及び日程 第49、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件は関連があ りますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ございません。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号の2件は、一括議題にすることに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

(髙野町長を指名)

町 長

諮問第1号、それから2号について、上程をいたします。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和3年3月9日提出。久万高原町長。

住所は、久万高原町露峰甲318番地の1。

お名前、住野秀志。

生年月日、昭和33年9月10日でございます。

提案理由ですが、令和3年6月30日付で、前任者 山本 進氏が任期満了により退任されることになったことから、今回、新任として住野秀志氏を推薦するものです。

住野氏は、教員として町内の義務教育に携わられ、退職後も教育委員会で人権業務に関わり、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解があり、 適任と考えております。

どうぞよろしくお願いします。

同じく2号でございます。同じく人権擁護委員候補者でございます。

住所、久万高原町笠方3300番地

氏名、近藤信茂

生年月日、昭和20年7月3日でございます。

同じく、令和3年6月30日付で、前任者 峯本義晴氏が任期満了により退任されることとなったことから、今回、新任として近藤信茂氏を推薦するものです。

近藤氏は、地域の人望も厚く、人権教育にも熱心で、社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解があり、適任と考えております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

それでは、諮問第1号について、これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、原案のとおり適任と答申することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者の提案どおり、適任と答申することに決定をいたしました。

議 長 次に、諮問第2号について、これより質疑を行います。 質疑される方はございませんか。 (なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第2号は、原案のとおり適任と答申することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者の提案どおり、適任と答申することに決定をいたしました。

議長

日程第50、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認するこ

とに決定をいたしました。

議長

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、3月19日の本 会議に委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定をしました。

本日は、これで散会します。

(午後4時10分)

なお、明日11日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日 12日は、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、美川支所2階会議室 で開催して、付託議案の審査をお願いします。

また、3月19日は、午前9時30分から開会いたします。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名議員

署名議員